

歯科衛生士
のための

歯科 診療報酬 入門

監修 公益社団法人 日本歯科衛生士会

編集 鳥山佳則 石井拓男
武井典子 吉田直美 金澤紀子

⑥ 機械的歯面清掃処置

切削用回転器具と研磨用ペーストにより行う行為であり、歯科衛生士が実施することが多い行為である。

具体的な内容を図VI-14に示す。

図VI-14 機械的歯面清掃処置

(略称) 歯清

(点数) 1 口腔につき 68 点、

2 月に 1 回 (算定月の翌月は算定不可)

(誰が)

歯科医師

または

主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士→歯科医師が歯科衛生士の氏名をカルテに記載

(誰に)

歯科疾患管理料を算定した患者 (歯周疾患の患者)

(何を)

切削用回転器具と研磨用ペーストを用いて行う歯垢除去等
スケーリングと同日の算定も可

⑦ 歯科衛生実地指導料

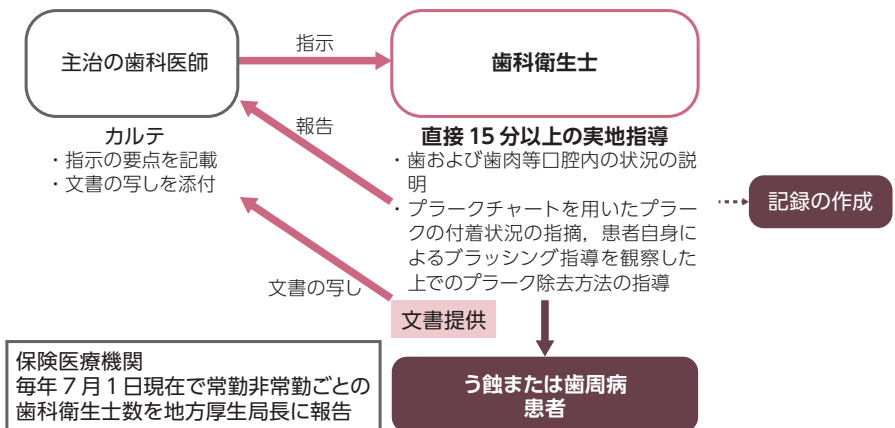
歯科衛生士が行わなければ算定できない項目である。

歯科衛生実地指導料 1 の内容を図VI-15に示す。

図VI-15 歯科衛生実地指導料 1

(略称) 実地指 1

(点数) 80 点 1 月に 1 回



1. 歯周治療

1 フローチャートと算定項目

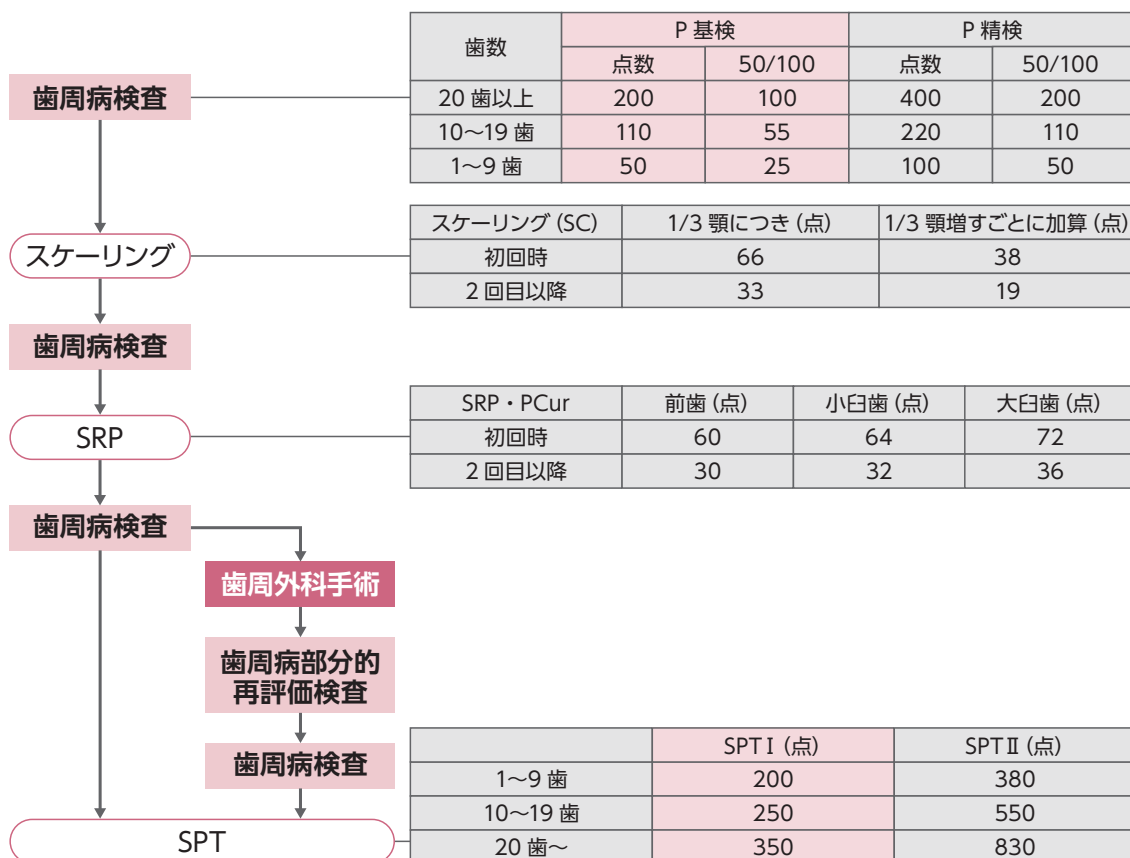
歯周病の診断と治療に関する指針（日本歯科医学会）を参考にする（巻末に掲載）。

☞ point 歯周基本治療（SC・SRP・歯周外科手術・SPT）を行う前には必ず歯周病検査が必要である。

☞ point 初回に算定する歯周基本治療は必ずSCである。すなわちSCせずにSRPは算定できない。

注）エックス線診断に関する記載は省略する

図Ⅶ-2 歯周治療のフローチャートと点数表



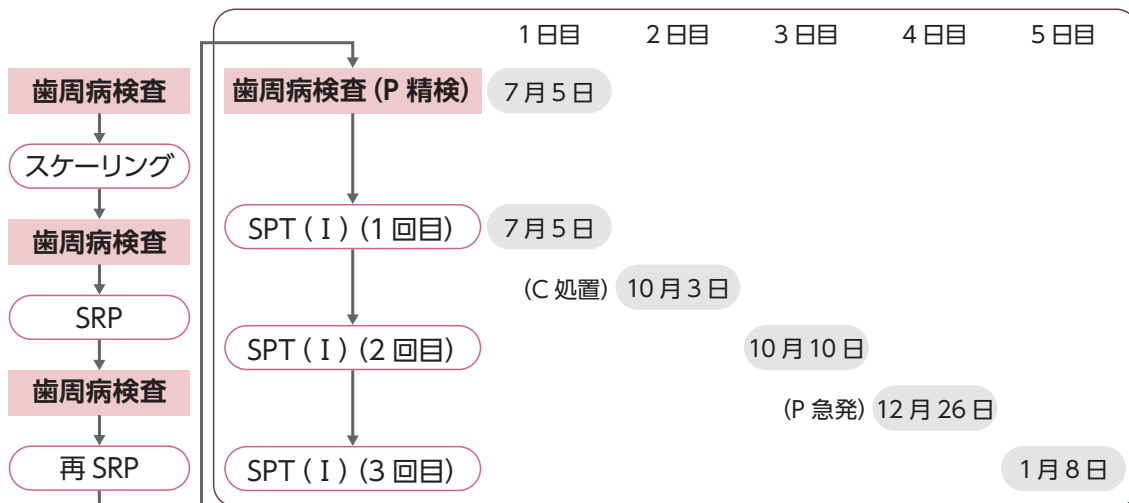
事例 4

概要 中等度歯周炎 (P) の患者に対して SRP, 再 SRP 後, 歯周精密検査を実施し, SPT (I) を実施

実日数 5 日

図Ⅶ-6 歯周治療のフローチャート-スケーリング・ルートプレーニング

歯周病安定期治療 (SPT)

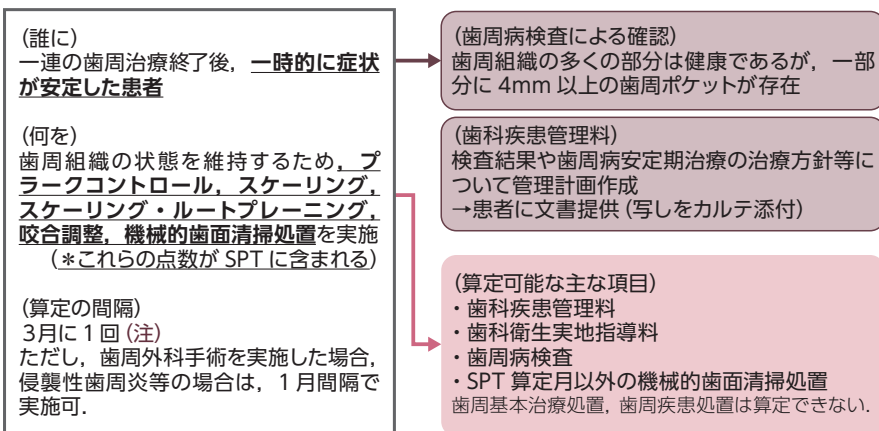


図Ⅶ-17 歯周病安定期治療 (I) (p.76 参照)

(略称) SPT I

(点数) 1 口腔につき

1 歯以上 10 歯未満 200 点, 10 歯以上 20 歯未満 250 点, 20 歯以上 350 点



(注)

歯科点数表の記載は, 「前回実施月の翌月の初日から起算して 2 月を経過した日以降に行う」である.

SPT (I) 移行1日目7月5日

(1/5)



治療内容

部位	内容
7+7 7+7	再診 ・P精検 (歯周病検査 4回目) [所見] ポケットは残存し動揺1度であるがプロービング時の出血もなく安定している ・検査結果から歯周組織の再評価結果と今後SPTが必要であることを患者に説明し、患者同意を得た (文書提供) ・ブラッシング指導 (TBI) 10:22~10:38 (DH〇〇) (15分以上) 染出しを行い付着部位を確認させ、プラーク残存部位に対するブラッシングテクニックの指導を主治の歯科医師がDHに指示。指導内容を記録した計画書を提供 ・SPT (I) (1回目)
67	・再SRP ・咬合調整
7+7 7+7	・歯面研磨 (ポリッシングブラシ+フッ化物ペースト) (DH〇〇) ・洗浄 (0.5%ポビドンヨード)



歯科衛生士業務記録

部位	内容
7+7 7+7	S: 歯磨きのとき血が出ないし調子が良い O: 《視覚検査より》歯肉発赤・腫脹消失 《P精検より》PD値4~6mmが点在し、BOP率(0%)、上下臼歯部に動揺1度を認める A: 5~6mmのポケットを有する歯肉安定を維持するには、定期的な管理が必要と考える P: 《治療方針》SPT ・ブラッシング指導 (TBI) 10:22~10:38 PCR値28% 染出しを行い付着部位を確認させ、不得意部分にタフトブラシにて追加磨きを指導 指導内容を記録した文書を提供 ・SPT (全顎超音波スケーラーにてデブライメント)
67	再SRP 咬合チェック (歯科医師)
7+7 7+7	・歯面研磨 (ポリッシングブラシ・ラバーカップ+フッ化物ペースト) ・洗浄 (0.5%ポビドンヨード)



算定内容

部位	内容			点数
	項目	内容 略称	算定のルール	
	再診料			45
7+7 7+7	歯周精密検査	P精検		400
	歯科疾患管理料	歯管	1月1回のみ算定	100
	文書提供加算	文		10
	歯科衛生実地指導料 1	実地指 1	1月1回のみ算定	80
	歯周病安定期治療 (I) (注)	SPT (I) (1回目)		350

算定のポイント

(注) 歯周病安定期治療 (I) (SPT (I))

(点数)

	SPT I
1～9歯	200点
10～19歯	250点
20歯～	350点

(誰に)

一連の歯周治療終了後、一時的に症状が安定した患者

歯周組織の多くは健康だが一部分に4mm以上の歯周ポケットあり

(何を)

歯周組織の状態を維持するため、プラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃処置を実施 (これらの点数がSPT (I)に含まれる。ただし、機械的歯面清掃処置はSPT (I)を算定した月以外では算定できる。)

(算定の間隔)

3月 (「前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降」、例えば、7月5日に算定した後、次回は10月1日以降となる。)

ただし、歯周外科を実施した場合、侵襲性歯周炎等の場合は、1月間隔で実施可。

(管理計画書)

検査結果や歯周病安定期治療の治療方針等について歯科疾患管理料に基づく管理計画書を作成。患者に文書を提供し、写しをカルテに添付

事例 4

概要 歯科のない医療機関と歯科医療機関連携型-化学療法あり

病名

医科 乳がん 歯科 (7+7/7+7) P

* 連携歯科医療機関での内容のみを記載



化学療法前 (連携歯科医療機関) 9月3日



治療内容

部位	内容
7+7/7+7	初診 8月〇〇病院にて右乳がんと診断された。9月28日から化学療法を実施する予定でかかりつけ歯科医院の当院に周術期口腔機能管理を依頼された 提供された診療情報提供書に基づき、周術期口腔機能管理計画を策定 周術期の口腔機能管理の必要性、管理内容を説明し、患者の同意を得た (文書提供) 歯科パノラマ断層撮影 (デジタル撮影) 【所見】 軽度の辺縁性歯周炎を認める カリエス、根尖病巣は認められない 18 水平埋伏智歯を認める。17 遠心 PD6 mm 〇〇病院〇〇医師に患者の口腔内の状況および 38 水平埋伏智歯の抜歯適応との診断を記載して、その時期等について対診 ・ 口腔内写真検査 (5 枚) ・ DH に周術期口腔機能管理 (手術前) とブラッシング指導を指示 ・ ブラッシング指導 (TBI) 09:47~10:03 (DH〇〇) (15分以上)
7+7	染出しを行い付着部位を確認させ、プラーク残存部位に対するブラッシングテクニックの指導を主治の歯科医師が DH に指示。指導内容を記載した文書を提供 ・ スケーリング ・ 洗浄 (JG) ・ 歯周基本治療処置 (JG)